

次期愛知県障害者計画の策定について

障害者基本法により策定が義務付けられている県障害者計画については、これまで「21世紀あいち福祉ビジョン」を同計画として位置づけてきたが、現ビジョンは今年度が計画の最終年度であるため、次期の県障害者計画の策定については、次のとおり対応する。

対応

現在、国において障害者制度改革及び関連法の整備が進められていることから、「新しい健康福祉ビジョン」を当面、次期障害者計画として位置づけ、可能な範囲で国の制度改革の方向性を反映させることとし、関連法が整備される平成25年度頃に見直し（個別計画の策定）を行う。

理由

- ① 個別の障害者計画を策定しても、現行法・現行制度に基づく内容とならざるを得ず、計画の公表時期（平成23年3月）が障害者基本法の抜本改正法案の国会提出後となることを考えると、「時代遅れ感」が否めない。
- ② 新しいビジョンは、施策の方向性を示すものとなるため、「国の障害者制度改革の基本的方向」の内容について、ある程度は次期県障害者計画に反映させることが可能となり、広く県民（障害者を含む）の理解も得られやすいと考えられる。

当協議会における検討スケジュール案

- ・第1回：7月：障害者計画策定方法等大枠の検討
- ・第2回：9月：障害者計画素案の検討
- ・第3回：11月：障害者計画案の検討

計画のイメージ

別紙のとおり

【参考】

1 障害者計画とは

「障害者基本法」により、国は障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（「障害者基本計画」）を策定しなければならないとされている。

また、同法により、都道府県は国の障害者基本計画を基本とするとともに、都道府県における障害者の状況等を踏まえて、障害者のための施策に関する基本的な計画（「都道府県障害者計画」）を策定しなければならないとされている。

2 国及び県の計画

(1) 国：「障害者基本計画」（第2期計画：平成15～24年度）及び「重点施策実施5か年計画」（平成20～24年度）を策定。

(2) 県：県障害者計画（「21世紀あいち福祉ビジョン」（平成13～22年度）を障害者計画と位置づけ）を策定。

他に、障害者自立支援法に基づく県障害福祉計画（第2期：平成21～23年度）を策定。

新しい健康福祉ビジョンの策定：今年度、平成37年を展望した平成27年までの新ビジョンを健康福祉部として策定。（新ビジョンは個別計画の上位計画として施策の方向性を示すもの）